

ハカセ

玉手ねこ

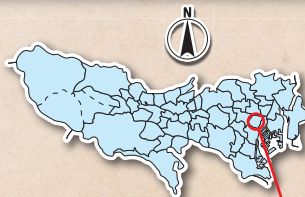
# 法史の玉手箱

法務史料展示室だより

第46号（平成30年3月）

法務史料展示室は、現在法務省が所蔵する史料を閲覧に供し、わが国の法や司法制度への理解を広めていただく場です。展示室への興味をより強くもっていただけたらという気持ちをこめて、展示室だよりを発信しています。

## 猫と博士の史跡散歩



東京の街と歴史に詳しい玉手ねこが、法史学者のハカセと一緒に、東京の史跡を案内します。第15回目は、いち早く近代化の波が押し寄せた港区の東側を歩きます。

### ① 島崎藤村旧居跡



坂の多い地形ですね。植木坂という名称が見えます。



ここは、明治から昭和にかけての詩人・小説家の島崎藤村が大正7年（1918）から18年間居住していた場所じゃ。藤村の作品にはこの辺りを描写した小説『嵐』や、地名を冠した随筆『飯倉だより』がある。



ここで、日本近代歴史文学を代表する傑作と評される『夜明け前』が完成したのですね！



藤村の父がモデルとされるこの小説は、明治維新という激動の時代に翻弄されたひとりの人間と、あわただしい時代の推移が克明に描かれている。極めて重厚な、壮大な構想の作品といえるのう。



### ② 芝給水所



とても趣のある碑がありますね。「東京近代水道の始まりとなった施設」と書いてあります。



江戸の上水は技術的には高いものであったが、時の経過とともに木造の水道管も腐ってのう、鉄管を使用して改良しようという計画が明治7年（1874）頃に出て来たのじゃ。しかし、多額の費用を要する「改良水道」の工事には、なかなか着手できなかった。



完成したのは同31年とありますね。だいぶ時間がかかりましたね。



改良水道事業を現実に導いたのは、コレラの流行だと言われている。衛生的な水の供給を望む声が高まったそう。玉川上水路で淀橋浄水場に導かれた多摩川の水は、沈んで、ろ過され、日本橋や京橋などの低地への配水にこの芝給水工場が使用されたのじゃ。



### ③ 浅野内匠頭切腹跡



「浅野内匠頭終焉之地」の碑が見えますね。忠臣蔵で有名な赤穂浪士の主君が切腹した場所でしょうか。



元禄14年（1701）、江戸城にて高家吉良上野介義央に対して刃傷におよんだ播磨赤穂藩主浅野内匠頭長矩は、事件直後、陸奥一関藩主田村右京大夫建顕の屋敷に預けられた。そしてその日のうちに切腹となったのじゃ。ここでいう「預」は現在でいうところの未決勾留を意味するが、時に刑罰としても用いられたのじゃよ。

### ④ 虎ノ門



ここは、霞が関の入り口ですね。法務省赤レンガ棟に次いで、現存する庁舎としては2番目に古い、文部科学省の旧庁舎があります。



虎ノ門はさまざまな出来事の舞台となっておる。明治7年、虎ノ門外の琴平町では、子安峻らが読売新聞を創刊した。また、同10年には工業分野における人材育成のための工学校（後の工部大学校）が開校し、工学発祥の地とされているのう。



虎ノ門事件というの聞いたことがあります。



大正12年、摂政であった皇太子裕仁親王を、山口県人難波大助が狙撃した事件じゃな。怪我はなかったものの、弾は御料車の窓を撃ちぬいて天蓋に達していたそう。大逆罪で大審院特別法廷の公判に付された大助には、死刑が言渡され、2日後に執行された。犯行の動機にはいくつかの思想の影響が指摘されているが、大助の父は衆議院議員で、不遇な最期であったようじゃ。



# 『修補課各委員意見書類』と明治10年代の法整備

今回は、法務図書館が所蔵する『修補課各委員意見書類』を通して、明治期の初めに行われた法整備の様子をご紹介します。

**Q** 修補課とは？

**A** 修補課とは、明治12年(1879)2月から同13年4月まで司法省議政局に置かれた機関です。議政局とは、明治10年に設けられた司法卿が直轄する部局であり、その中には刑法課、民法課、刑法編纂課、民法編纂課が置かれていましたが、そこに修補課が追加されたのです。その役割は、当時の現行法に見られた不備や欠陥を補修することであり、修補課委員によって構成されていました。

**Q** どのような人々が修補課委員だったの？

**A** 委員は、「常在」と「不常在」の二種類が置かれました。「各地方裁判所長並二検事等ヲ以テ委員ヲ兼ネ」ることとされていましたが、それらと大審院関係者から選ばれた者が「不常在」に就いていたと推察されています。また、「常在」としては、司法省内から任命された者であったといわれています。裁判所の関係者を任命する理由として、法制度の「實際施行ノ便否ト備不備トヲ講究討論シ現行ノ諸規則ヲシテ之ヲ道理ニ源ネ之ヲ實際ニ適応セシメ」るために「各官ハ全国諸裁判所ニ散在シ其ノ事務ニ担任シ其地ノ事情ニ洞通スルヲ以テ其實際ヨリ生スル意見ハ必ス事理ニ適応スヘキ」であることが挙げられており、現場の声を活かしながら法制度を改善する仕組みとして、修補課が設けられたことを窺えます。

**Q** 具体的にはどのような業務を行っていたの？

**A** 原則として、修補課委員が意見書を提出し、それを課内で回覧して賛否を尋ねたうえで集会討議を行い、司法卿の決済を仰ぐこととされていました。すなわち、修補課委員は、現行の法制度で

修正すべきと考えられる点を指摘したうえで、改善案を作成し、それについて委員相互に意見を交換して法案の作成を行っていたのです。現在に伝わっている『修補課各委員意見書類』は、その廻議案をまとめたものと推定されています。そこに綴じられている書類は修補課の最終決定案ではなく、委員に配布された回議案の複写であると考えられていますが、修補課における作業の手続を示す貴重な史料といえるでしょう。

**Q** どのような議案があったの？

**A** 現在でいうところの民事あるいは刑事を問わず、様々な問題点を論じた意見書が『修補課各委員意見書類』には綴じられています。もっとも、「實際施行ノ便否ト備不備トヲ講究討論シ」、「其實際ヨリ生スル意見ハ必ス事理ニ適応スヘキ」ことが目的と述べられていたように、個別具体的な論点が意見書には記載されていました。例えば、「地方裁判所ニ於テ懲役終身以上ノ犯罪ト見込擬律按ヲ具ヘ上等裁判所ニ差出ストキハ宣告案ヲモ副フヘキ義ヲ御達ニ相成度意見書」や「北海道産物出港税則中修正議按」、「養子戸主トナリシ後離別セラル、際其相続人ニ関スル条件」、「自首律ヲ廢スルノ議案」という題名の意見書が見られます。

明治期に入り、西洋法を参照としながら明治政府は法典編纂事業を進めていったことは広く知られており、明治11年にまとめられた民法草案や、同13年に公布された刑法典はその代表的な成果といえ、西洋法の継受を経験して成立したわが国の近代法を理解するうえで重要な素材であることは間違いありません。一方で、その同時期のわが国における現行の法制度を、当時の裁判実務に従事していた人々がどのように捉えていたかということを知ること、わが国の近代法を考察するために重要であり、『修補課各委員意見書類』はその貴重な資料となるでしょう。

## 法諺あれこれ

### 責め一人に歸す

この諺、著名な辞書に依れば、「全ての責任は最高責任者ひとりに帰着する」と解されます。最強の権力から反射的に生じる責任、例えば敗軍の将をイメージすれば容易に理解できるでしょう。ですが「一人」を「いちにん」と訓ずると、責めを負うのは上一人、すなわち皇帝、天皇ということになりニュアンスが変化します。

上古の中国に生まれ、日本をはじめアジア諸国に受け入れられた「天子」という存在は、天帝の意思を地上に具現化することを使命とし、天変地異あれば天譴として天に謝し、民に犯罪あれば身の不徳として自身を罰するがごとき徳性を備えることが求められました。これこそが「責め一人に歸す」です。わが国でも、天皇に実権があった古代は勿論、武家が政権を握った中世以後も、天に対して責めを負う天皇の姿に変わりはありませんでした。時は移り、天子が象徴という憲法に由来する地位に変わっても、象徴であることは、一人にしか負うことのできぬ重き務めなのです。

## 暦のなかの法

慶應4年(1868)3月14日  
五箇条の御誓文

平成30年(2018)、わが国は明治維新から150年を迎えます。そこで今回は、150年前に作成された「五箇条の御誓文」を取り上げてみましょう。

「廣く會議ヲ興シ万機公論ニ決スヘシ」。よく知られたこの文言で始まる五箇条の御誓文は、今からちょうど150年前、慶應4年(のちに改元して、明治元年)の旧暦3月に、天皇が神々に誓う形式で表明されたものでした。

御誓文は、新政府の基本方針をうたったものともいえますが、文章が完成するまでに、当時の政治情勢を背景としたいくつかの変更が加えられています。

御誓文の原型は、この年の1月に越前藩(福井)や土佐藩(高知)の人々が作成したもので、1条冒頭には「列侯會議ヲ興シ」と記されていました。当時の越前・土佐は、大名を中心とした会議によって、政権を主導しようと考えていたのです。これに異を唱えたのが長州藩(山口)の木戸孝允らで、その結果、文言が「廣く會議」に変更されます。単純な字句の変更にもみえますが、そこには、旧来の支配勢力である大名たちと、新たに力を持ってきた政府の官吏(旧藩士層)と、どちらが今後の政権を主導するのかという角逐があったのです。